敦賀市児童生徒の重大事案調査委員会の事務運用について (事務運用ガイドライン)

令和5年8月9日 敦賀市教育委員会

このガイドラインは、敦賀市児童生徒の重大事案調査委員会設置条例に基づき設置された調査委員会(以下、「調査委員会」という。)と敦賀市教育委員会事務局との事務分担を明確にし、円滑な運用を図るための原則を示すものであり、事案の実態に応じて関係児童生徒及びその保護者や調査委員会の意向を尊重し、柔軟に運用できるものとする。

1 調査委員会設置の準備について

教育委員会事務局

○調査委員会設置の判断

調査委員会は、次の事項を総合的に勘案し、学校主体の調査では事案への対処及 び同種の事案発生の防止に必ずしも十分な結果を得ることができないと判断した場 合に設置する。

- ・事案発生の経緯(発生前後の状況、事案に係る関係者の状況 等)
- ・事案の特性(要因の重複、範囲の広さ、悪質性、連続性等)
- ・一次的調査の結果(事実確認状況、因果関係等)
- ・被害児童生徒の状況(心身の健康状態、出席状況 等)
- ・被害児童生徒及びのその保護者の意向
- ○調査委員の選任
 - ・教育、法律、医療、心理、福祉等の各職能団体へ調査委員の推薦を依頼し、調査 委員を選任する。
- ○第1回調査委員会準備
 - ・日程の調整等を行う。

2 第1回調査委員会について

調査委員会

- ○委員長、副委員長の選出
 - ・互選により、委員長1名、副委員長1名を選出する。
- ○調査基本方針の検討
 - ・事務局からの概要説明及び諮問を受け、調査事項や調査方法、調査の範囲等を協 議し、基本的な方針を確認する。

教育委員会事務局

- ○事案の概要説明
 - ・調査委員会に対し、学校からの報告(基本調査の結果等)を基に、事案の経緯、 関係児童生徒に関する情報、学校や教育委員会の対応等について説明する。

○諮問

- ・調査委員会に対し、当該事案に係る事実関係の調査、事案の再発防止策、関係児 童生徒および保護者に対する今後の支援の方向性等、必要事項について諮問する。
- ○所掌事務等の確認
 - ・「児童生徒の重大事案調査委員会設置条例」及び本ガイドラインに基づき、調査 委員会、事務局の所掌事務等について説明、確認を行う。

3 被害児童生徒及びその保護者に対する調査方針の説明及び意向確認について

調査委員会

- ○調査の基本方針等の説明及び聴取
 - ・調査実施前に、被害児童生徒及びその保護者に対して、調査の基本方針(調査目的、調査組織の構成、調査時期・期間、調査事項、調査対象、調査方法、調査結果の提供等)についての説明を行い、意向を確認する。

4 第2回以降の調査委員会について

調査委員会

- ○議事録の作成
 - ・会議開催の際は議事録を作成し、適切に保管する。
- ○調査結果の考察
 - ・調査結果について協議し、その分析及び考察等を行う。
 - ・上記を踏まえ、以後の調査の方向性及び調査計画を確認する。
- ○公表についての検討
 - ・調査の進捗状況に応じて、関係者への中間報告や記者会見開催等の必要性を検討 し、必要に応じて実施する。

教育委員会事務局

○委員会開催に係る会議の日程調整及び会場準備

5 調査について

調査委員会

調査の基本方針に基づき、以下の様な調査活動を計画的に実施する。

- ○調査に係る文書(アンケート等)の作成
- ○調査対象者への聴取
 - ※ 調査を実施するに当たり、上記基本方針について、加害児童生徒及びその保 護者に対しても説明を行い、調査に関する意見を適切に聞き取る。
- ○調査結果の整理
- ○調査対象者との調整
- ○報告書の取りまとめと、被害児童生徒及びその保護者等への説明

教育委員会事務局

- ○調査対象者等、聴取場所等の調整
 - ・調査委員会の求めに応じ、学校を通して調査対象者へ必要事項の連絡調整、聴取 場所等の設定等を行う。

6 調査委員会(最終)について

調査委員会

- ○答申
 - ・調査報告書及びその他資料を教育委員会へ提出する。
- ○公表に関する意見書の提出
 - ・事案の内容や被害児童生徒及びその保護者の意向を踏まえ、公表に関する意見書 (公表の有無、公表内容、公表基準等)を教育委員会へ提出する。

7 報告・公表について

教育委員会事務局

- ○市長に調査結果の報告
- ○教育委員会に調査結果の報告
- ○公表資料の作成
 - ・調査委員会からの公表に関する意見書を受け、公表の有無及び内容等について検 討し、公表資料を作成する。
- ○調査結果の公表
 - ・公表ガイドラインに基づき、調査報告書(一部非開示)又は公表版報告書を市ホームページに6か月間公表する。